

第3回古平町議会定例会 第1号

令和7年9月10日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告並びに教育行政報告
- 5 議案第34号 令和7年度古平町一般会計補正予算（第2号）
- 6 議案第35号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第36号 令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第37号 令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第38号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第39号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第40号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第41号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第42号 古平町議会議員及び古平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 14 議案第43号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 15 議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について
- 16 議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について
- 17 報告第3号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率について
- 18 報告第4号 令和6年度決算に基づく資金不足比率について
- 19 同意第2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 20 同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 21 同意第4号 古平町教育委員会委員の任命について
- 22 認定第1号 令和6年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第2号 令和6年度古平町簡易水道事業会計決算認定について
- 24 認定第3号 令和6年度古平町公共下水道事業会計決算認定について
- 25 意見案第7号 国土強靭化に資する社会资本整備等に関する意見書
- 26 令和6年 「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書（案）
陳情第9号 の採択を求める陳情書

（総務文教常任委員長報告）

- 27 令和6年 新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書
 陳情第11号 (案)の採択を求める陳情書
 (総務文教常任委員長報告)
- 28 陳情第2号 従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続を求める意見書 (案)の採択を求める陳情書
 (総務文教常任委員長報告)
- 29 令和5年 全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の大幅な引き上げを求める意見
 陳情第3号 書 (案)の採択を求める陳情書
 (産業建設常任委員長報告)
- 30 陳情第5号 適格請求書保存方式 (インボイス制度) の廃止等を求める意見書採択についての要望書

○出席議員 (10名)

議長10番 堀 清君	1番 工藤 澄男君
2番 審福 勝哉君	3番 中村 光広君
4番 高野 俊和君	5番 真貝 政昭君
6番 梅野 史朗君	7番 堀澤 理恵君
8番 山口 明生君	9番 佐藤 未知時君

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町長	成田 昭彦君
副町長	細川 正善君
教育長	三浦 史洋君
総務課長	本間 克昭君
総合政策課長	高野 龍治君
総合政策課産業連携室長	小原 和之君
町民課長	五十嵐 満美君
保健福祉課長	和泉 康子君
建設水道課長	川上 哲也君
建設水道課主幹	大原 康弘君
会計管理者	岩戸 真二君
教育次長	湯浅 学君
町立診療所事務長	細川 武彦君
幼児センター所長	三浦 卓也君

總務係長 松浦亮介君
財政係長 斎藤大地君

○出席事務局職員

事務局長 関口央昌君
議事係長兼總務係長 瀬野尾裕人君

開会 午前 9時49分

○議会事務局長（関口央昌君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下16名の出席でございます。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和7年第3回古平町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番工藤議員及び2番寶福議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（堀 清君） ここで、去る9月4日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告していただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○議会運営委員長（工藤澄男君） それでは、私の方から、去る9月4日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日9月10日から9月16日までの7日間とするものです。

議事の日程でございますが、お手元に配付の会期予定表及び議事日程に基づき取り進めるものといたします。11日は決算審査特別委員会開催のため休会といたします。なお、12日の本会議は、決算特別委員会終了後、時間を繰り下げて開催する運びといたします。

決算につきましては、各会計の提案理由の説明が終わり次第、全員による決算審査特別委員会を設置しまして、これに付託し、審議することといたします。また、慣例により、委員長には副議長を、副委員長には総務文教常任委員長を充てることといたします。審査の方法でございますが、一般会計の歳入につきましては3款程度に分けて、また歳出につきましては款ごとに区切って質疑を行います。特別会計につきましては歳入歳出一括で質疑を行います。簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計につきましても収入支出一括で質疑を行います。また、質疑は一問一答で継続して行い、他の人に移った時は再質疑はできないことといたします。それから、一問一答ですので、一度

に数項目にわたって質疑をすること、また決算でございますので、予算的な質疑にならないようご留意願います。決算審査特別委員長におかれましては、その点をよろしくご配慮いただきたいと思います。討論は本会議で行いますので、委員会では省略することにします。採決については全会計一括で採決する運びといたします。

次に、本会議での質疑でございますが、議員全員で構成されます特別委員会で質疑を行いますので省略します。討論、採決については、例年どおり一括で行うことといたします。

次に、総務文教常任委員会から同委員会に付託審査されておりました令和6年陳情第9号、令和6年陳情第11号、陳情第2号及び産業建設常任委員会から同委員会に付託審査されておりました令和5年陳情第3号は採択すべきとの報告がありました。本会議で採択の上、本会期中に意見書を提出する運びといたします。

次に、今定例会に1件上がっております陳情でございますが、陳情第5号につきましては、所管の総務文教常任委員会に付託するものといたします。

次に、系統であります北海道町村議会議長会から意見書の議決要請がございました「国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書」につきましては、本会議で即決する運びといたします。

最後に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は一問一答方式で、質問回数は1件3回までで、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返して行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げまして委員長の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月10日から9月16日までの7日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日9月10日から9月16日までの7日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和7年度6月分・7月分・8月分例月出納検査結果、令和7年北シリベシ廃棄物処理広域連合議会第1回臨時会議決結果、令和7年北後志消防組合議会第2回定例会議決結果、令和7年北後志衛生施設組合議会第2回定例会議決結果、令和7年第1回後志広域連合議会臨時会議決結果 の5件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただき

ます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告並びに教育行政報告

○議長（堀 清君） 日程第4、行政報告並びに教育行政報告を行います。

最初に、行政報告を行います。

町長、どうぞ。

○町長（成田昭彦君） 第2回定例会以降の主だった事務事業等の執行状況及びその概要などにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず、表彰式についてでございます。開町記念日である9月4日に令和7年度古平町表彰式を挙行し、町政に寄与された功労者を表彰いたしました。被表彰者は7月24日に表彰審議委員会へ諮問し、その答申に基づき決定した青柳富美代氏です。青柳富美代氏は社会教育委員をこれまで23年務め、社会教育の振興と生涯学習の推進に貢献されております。式では、私から表彰状と記念品を贈呈いたしました。なお、併せて公共の福祉の増進に多額の寄付をされた古平奉仕会と地域防災対策の推進に寄与された竹谷信一氏に感謝状を贈呈しております。

次に、鳥獣被害防止対策についてでございます。7月30日に平田牧場内でヒグマの目撃情報があったため、獣友会古平分区の協力の元周辺のパトロールを実施し、8月4日に箱わなを設置しました。箱わなには8月7日と8月17日に、それぞれオスのヒグマ1頭が掛かり駆除したところでございます。町内には他にもまだヒグマの痕跡があり、近隣町村でもヒグマの出没・目撃情報が多発していることから、町民の皆様へは出没情報等を提供するなど注意喚起に努めてまいります。

プレミアム商品券発行支援事業についてでございます。商工会が発行するプレミアム商品券への支援事業は、6月末に販売されたプレミアム率20%に引き続き、30%の第2弾事業へも補助を予定しております。物価高騰で影響を受けている町民生活支援や疲弊する地域経済の振興策として有効であると考え、決定したところであります。関連する経費につきましては、後程、補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

ふるさと納税についてでございます。令和7年度のふるさと納税の寄付状況は、7月末現在で寄付件数が4,479件、寄付額は5,932万円となっております。令和6年度の全国納税受入額が1兆2,728億と過去最高を記録したのに比べ、本町の寄付額は伸び悩んでいる現状であります。このような現状を打破するために、町内の各事業所と協力し特産品の知名度の向上に努めるとともに、先行自治体を観察し参考にするなど、より多くの方に古平町を応援・寄付していただけるよう創意工夫を図ってまいります。また、ふるさと納税の指定基準の見直しが行われ、10月1日からポイントを付与するポータルサイト等を通じた寄付募集が禁止となりますので、その動向に注視していきます。

道の駅ふるびら「たらこミュージアム」についてでございます。道の駅ふるびら「たらこミュージアム」の来場者数は、7月末時点でおよそ21万6,000人であります。6月以降はウニ漁が始まったこともあり、開業当初にはほとんど見られなかった大型バスでの団体客も増加しており、休日を中心として多くの観光客に来館いただいております。オープンから5か月ほどが経過し、お客様や町

民の皆様から「飲食部門にたらこメニューを増やしてほしい。」など様々な声をいただきしており、その一つ一つの意見や要望を指定管理者と協議しながら改善に繋げ、より多くの方に来場してもらえる道の駅を目指してまいります。

定額減税補足給付金についてでございます。昨年度実施した所得税及び住民税の定額減税調整給付事業では、対象者それぞれの個人住民税や所得税から減税額を控除し、控除しきれない額が発生した場合に調整給付金を支給いたしました。しかし、確定申告等を経て税額が確定した結果、当該給付金に不足が生じた場合には、今年度、不足額給付を行うこととなります。古平町でのこの対象者は約400名、総額1,200万円余りで、今後の手続きとしては、申請の不要な方にはプッシュ式で、また、新たに申請が必要な方には申請書を送付し、今定例会に提出しております補正予算の議決後に順次、支給してまいります。本給付金は、第2回定例会において補正予算の議決いただきましたが、国からの算定ツールシステムで再度精査したところ、対象者が増加したため再度補正予算を計上しております。上程の際には、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染予防対策についてでございます。新型コロナウイルスは、一昨年の5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されております。これにより新型コロナワクチン接種は、昨年度から65歳以上及び60~64歳で基礎疾患を有する方を対象とした定期接種となり、一部自己負担も生じております。本町では、今年度の接種についても昨年度同額の1,000円で予定しておりますが、国の助成金や他の北後志4町村の自己負担額を勘案した上で最終的な決定をさせていただきます。なお、接種は全国の医療機関で可能ですが、北後志以外の場合は、一旦1万5,000円程度を負担していただき、自己負担額を差し引いた額を後日、償還払いすることとなります。今後も余市医師会の協力の下、北後志5町村が連携してスムーズな接種体制を確保するよう努めてまいります。

熱中症対策についてでございます。熱中症による死傷者を発生させないため、気候変動適応法第21条に基づく指定暑熱避難施設と同法に基づかない独自避難施設を指定し、7月11日~9月11日までの期間内で、熱中症警戒アラートが発令された際などには町民の皆さんのが一時退避できるように開放しています。なお、7月31日には、これまで涼み処として指定していた古平郵便局と古平浜町郵便局を法に基づくクーリングシェルターとして追加し、協定締結式を同日、本複合施設かなえ~るで実施いたしました。これにより8月末時点で、町内のクーリングシェルターは3か所、涼み処は5か所となっております。今夏、後志管内を対象とする熱中症警戒アラートが2回発表されました。また、熱中症対策として今年の敬老の日の記念品は、77歳以上の方全員に熱中症予防食品を、喜寿、米寿、百歳以上の方へは温度と湿度が表示されるデジタル時計としたところであります。

敬老会についてでございます。老人週間の行事の一貫として9月5日、令和7年度古平町敬老会を本複合施設・大ホールで挙行いたしました。出席者は、9月1日現在、数え年77歳以上の671名で、そのうち65名が元気に出席したところであります。出席者は、幼児センターみらいの園児によるお遊戯、双子パフォーマーによるミニサーカス及び新岡師範の三味線・民謡を、久々に再会する友人らと一緒に楽しんでおられました。今年度は祝100歳の紀寿になられる方はおりませんでしたが、

101歳以上の方は3名で、最高齢者は104歳の大和田エイさんでございます。

新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてでございます。新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、古平町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定いたしました。同第8条第6項の規定で議会へ報告することとなっておりますので、当該計画を配布させていただいております。詳細につきましては、後程、ご高覧願います。

地域医療の推進及び介護医療院についてでございます。海のまちクリニックでは、より良い診療所・介護医療院を目指して日々改善に努めておりますが、今後の医療・介護サービスの改善及び質の向上に役立てるため、9月の1か月間で患者や入所者及びその家族に対して満足度調査を実施しております。皆様からの評価やご意見を把握し、今後の施設運営の改善に役立てたいと考えております。介護医療院は現在18名が入所し、満床となっております。同院の目的の一つである看取りについては、令和7年度は男性・女性ともに2名ずつの計4名の方を看取りしております。ひとりでも多くの方の住み慣れた地域で最後まで暮らしていきたいという望みを叶えられるよう事業運営に努めてまいります。

会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事・委託業務の発注状況については資料2に、それぞれ取りまとめいたしましたので、後程、ご高覧ください。

最後に本定例会に付議します案件は、補正予算案5件、条例改正案4件、加入する一部事務組合の規約変更の協議3件、報告2件、人事案件3件、令和6年度各会計決算認定1件、令和6年度公会計決算認定2件の合計20件であります。

これらの案件につきましては、ご審議の上、ご賛同くださるよう、お願い申し上げます。

以上申し上げ、行政報告といたします。

○議長（堀 清君） 以上で行政報告を終わります。

次に、教育行政報告を行います。

教育長、どうぞ。

○教育長（三浦史洋君） 令和7年第3回定例会の開会にあたり、前回定例会以降の諸般につきまして教育行政報告を申し上げます。

まず、学校教育活動等についてです。小中学校とも7月24日から8月20日までの28日間の夏季休業を終え、21日に2学期をスタートしております。中学校の玄関オートロック化工事については、6月に正面玄関の施錠にオートロックシステム装置を設置しました。これにより不審者侵入に対する防犯性を向上させています。教職員からは「安全になったことで安心して授業に臨むことができる。」との声をいただきました。また、中学校体育館照明LED化工事については、工事本体を8月8日に終了し、全体16基が既に新しくなっております。今までスイッチを付けてから明るくなるまで数分必要だったのがすぐに明るくなるので、授業や部活動の用意の時間が短縮されるとともに、屋体全体が明るくなっています。8月20日、学校教職員による不審者対応訓練を実施しました。これは、近年発生する不審者の学校内への侵入に対して、教職員が対応訓練を行うことにより、児童生徒の安全を確保することを目的とします。この日は余市警察署生活安全係と古平駐在所から警

察官を迎える、中学校は午前、小学校は午後に各1時間程訓練しました。警察官が不審者役を務め、教職員が対応、制圧、避難誘導を行い、制圧完了です。その後、警察官から講評をいただき、さすまたの使い方や時間の稼ぎ方などを教示してもらい終了しました。中学校はほぼ全員、小学校は全員の教職員が参加いたしました。

中体連関係です。バドミントン部、バレーボール部、野球部、水泳個人、柔道個人、剣道個人が6、7月に開催された後志大会に出場し、日頃の練習成果を存分に発揮しております。そのうち、全道大会に出場できたのは、バドミントンと野球でした。古中3年丹後歩翔さんは7月30日から小樽市で開催の北海道中学校バドミントン大会男子シングルスに出場しましたが、全道の壁厚く初戦敗退です。また、野球部員5名はブルータスの一員として7月29日から道南知内町・木古内町で開催の北海道中学校軟式野球大会に出場、健闘及ばずスコア3対4で惜しくも1回戦敗退です。8月5日全日本吹奏楽コンクール北海道予選札幌地区大会が札幌市で開催され、古中吹奏楽部はC編成の部に出場、今年は銅賞を受賞しました。部員数の減少傾向を跳ね返すようなパワフル演奏だったと聞いております。

学校給食についてです。ご承知のとおり当町の学校給食は100%古平産米を使用しております。全国的に米価や資材費等の高騰が続く中、生産者の方々や新おたる農協のご協力を得て、令和7年古平産米の給食提供が可能となりました。9月中に契約締結を済ませ、10月には新米として給食提供する予定です。平田牧場から古平飼育場産の豚ヒレ肉約9キログラムが寄贈されました。ヒレカツとして7月16日に給食提供しております。子どもたちの反応は、食缶のふたを開けた瞬間「うわ～」と歓声が上がった。「これぞ肉って感じでおいしかった。」とのことです。また、古平名産品のたらこ6キログラムが寄贈されました。社名は伏せてとのお話しでしたので、町内の小売事業者さんとだけご披露いたします。焼きたら子として8月22日に給食提供しました。子どもたちからは、「ご飯がもっとほしくなった。」「爆発してないのでうれしかった。」「焼き加減がちょうど良かった。」との声がありました。寄贈くださったご両社に対し、改めてお礼申し上げます。

生涯学習・スポーツについてです。クロール25m泳げない子を対象にした小学生の水泳教室を6月20、24、26日に海洋センターパールで開催、延べ46人が参加して練習しました。学校の授業に向けて水泳の基礎と楽しさを学習しております。少年少女わんぱく王国は、第2回を6月21日に開催、9人が参加して、農業体験 コスモスの種まき、いちご狩りを田村修氏の畑で行いました。農家のお話を聞き実際に体験することで、新しい発見や楽しさ、農業の大変さを実感できたのかなと思います。「コスモスの種が思ったよりも細長くてビックリした。」「種まきの大変さがわかった。」「いちごがたくさんとれて楽しかった。」という声でした。王国の第3回は7月29、30日に開催、12人が参加してキャンプ活動を漁港会館と海洋センターで行いました。1日目は夕食のカレーライスづくり、花火、2日目は朝食焼きそばづくり、プールレクと進め、カムチャッカ沖地震による津波注意報の発令がありましたので、保護者へ連絡し帰宅しております。高齢者教室たけなわ学級は、第3回を7月23日に開催、9人が参加して、おとなの読み聞かせ&音読体験を実施しました。音読による脳の活性化やリラックス効果を学び、図書への興味も高めることを目的にして、「読み聞かせはとても聞きやすくて心が落ち着きました。」「久しぶりに絵本を楽しむことができました。」

などの感想をいただいております。7月26日には芸術文化鑑賞事業「千昌夫コンサート in 古平」を小学校体育館で開催しました。当日は来場者245人にのぼり、昭和を代表する演歌歌手の歌とトーケンを堪能されたことと存じます。

古平町図書館の利用状況についてです。今年度実績は8月末日時点で、延べ貸出者数477人、貸出冊数1,833冊、来館者数1万2,373人です。また、累計の図書館利用カード作成者は343人、蔵書数は16,479冊となっております。たくさんのご利用、誠にありがとうございます。なお、来館者数の倍増は4月オープン道の駆効果の一つと認識するところです。

町民皆様の健康づくりの習慣と関心を高めることを目的とした健幸ポイント事業については、本年度も5月1日から開始、前回の報告から1人増えて、8月末日時点60の方が登録し参加されております。今後もイベント等で事業周知を図りながら、取り組んでまいります。

以上、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を今後ともお願い申し上げまして、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については資料1に取りまとめましたので、後程ご高覧ください。

○議長（堀 清君） 以上で教育行政報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 議案第34号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第34号 令和7年度古平町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（本間克昭君） ただいま上程されました議案第34号 令和7年度古平町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明をいたします。

議案1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,723万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,038万4,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。なお、議案2ページから3ページが歳入、4ページから5ページが歳出となっております。以上、第1表が地方自治法で定められた議会での議決事項であります。

それでは第1表の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第34号説明資料をご覧ください。縦長の表です。歳出から説明いたしますので、まずは6ページ、7ページをお開きください。

予算科目の項ごとに説明いたします。

2款総務費、2項徴税費、既定の予算に514万7,000円を追加し、1,708万1,000円とするものでございます。内容といたしましては定額減税補足給付金費に係るもので、第2回定例会で暫定値を用いて補正させていただきましたが、この度、国から算定ツールが配布され計算したところ不足が生じたもので、追加補正させていただくものでございます。続いて、5項統計調査費、既定の予算に38万3,000円を追加し、307万8,000円とするものでございます。道からの委託金額が決定しましたので、郵便料、コピー使用料、オンライン回答用タブレット端末使用料を追加・増額するものでございます。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算に1,272万8,000円を追加し、7億9,363万8,000円とするものでございます。8目介護保険サービス事業特別会計繰入金、27万3,000円の増額でございます。後程、介護保険サービス事業特別会計補正予算で上程されますが、施設の修繕が必要になつたため一般会計からの繰出をするものでございます。11目医療費助成システム改修業務委託料、33万1,000円の追加でございます。医療費助成のオンライン資格導入をするためのシステム改修でございます。令和7年度中に導入することで国から2分の1の助成を受けることができるものでございます。12目の障がい者福祉システム改修事業業務委託料につきましても、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステム改修で、86万4,000円の増額です。これも国から2分の1の補助があります。22節自立支援給付費負担金、障がい児入所給付費等負担金、障がい者医療費負担金につきましては、令和7年度の負担金が確定したことによる清算返戻金994万円の追加でございます。14目保健・介護一体的実施推進事業委託料132万円の増額でございます。これにつきましては、7月末で退職した会計年度任用職員である栄養士が行っていた業務の一部を委託にするものでございます。

続いて、同じく2項児童福祉費、既定の予算に36万3,000円を追加し、8,353万2,000円とするものです。医療費助成システム改修業務委託料で、これも医療費助成のオンライン資格確認に係るシステム改修です。2分の1が国からの補助となっております。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算に17万2,000円を追加し、1億2,132万円とするものです。1目診療所運営事業特別会計繰出金、62万円の減額となっております。後程、診療所運営事業特別会計補正予算で上程されますが、帯状疱疹予防接種が定期接種になったことにより、接種者が増加し予防接種手数料が増え、一般会計からの繰出が減ったものでございます。2目保健事業費、健康管理システム改修業務委託料、79万2,000円の追加です。これも医療費助成のオンライン資格確認に係るシステム改修で、これについては3分の2が国からの補助金となっております。

続いて、同じく2項清掃費、既定の予算に909万3,000円を追加し、1億5,326万2,000円とするものでございます。修繕で171万6,000円の増額です。これにつきましては、クリーンセンターのシャッター修繕を再度積算したところ、人件費や物価の高騰により予算の増額が必要となったものでございます。北後志衛生施設組合負担金で737万7,000円の増額です。これにつきましては、北後志衛生施設組合の脱水機の故障により、固化汚泥が大幅に増加したことにより汚泥固化業務・固化汚泥運搬業務に係る費用が膨らんだことにより、各町村の負担が増えたものでございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、既定の予算に935万円を追加し、2億7,164万円とするも

のです。これにつきましては、プレミアム商品券発行事業補助金第2弾を実施するための補正でございます。

次に歳入を説明いたします。ページ戻りまして、2ページ、3ページをお開きください。

10款1項地方交付税、既定の予算に5,506万円を追加し、20億8,506万円とするものでございます。令和7年度の普通交付税の額が確定しましたので、それに合わせて補正するものでございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、既定の予算に79万8,000円を追加し、2億2,741万7,000円とするものです。令和7年度障がい者医療費負担金の精算による追加交付でございます。

同じく2項国庫補助金、既定の予算に492万2,000円を追加し、1億8,070万7,000円とするものでございます。1目重点支援地方交付金は338万7,000円を増額するもので、臨時交付金の推奨メニューであるプレミアム商品券発行事業に充当するものでございます。2目1節の障害者総合支援事業費補助金23万1,000円の追加については、第2回定例会で補正していただいた障がい者福祉システム改修業務に係る補助金額が確定したための追加でございます。その他、2目、3目に記載されている補助金につきましては、歳出で説明したシステムの改修に係る補助金となってございます。

14款道支出金、3項委託金、既定の予算に36万7,000円を増額し、1,435万9,000円とするものです。国勢調査委託金の37万6,000円の増額でございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、既定の予算から3,810万円を減額し、3億7,131万3,000円とするものです。内容といたしましては、財政調整基金を4,400万円減額、今回の補正に伴う財源調整でございます。それと、ふるさと応援基金繰入金を590万円の増額、こちらはプレミアム商品券発行事業に充てるためのものでございます。

19款諸収入、4項雑入、既定の予算に1,418万円を追加し、4,859万4,000円とするものです。内容といたしましては、令和6年度の北後志消防組合負担金の確定による精算還付金1,419万8,000円の追加と、今回の補正の端数調整のため、その他収入を1万8,000円減額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第34号 令和7年度古平町一般会計補正予算（第2号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第35号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第35号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第35号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ247万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億1,682万円とするものでございます。

それでは歳出の方からご説明申し上げます。説明書の方の14ページ、15ページをお開きください。

1款1項総務管理費、既定の予算に247万8,000円を追加し、予算額1億1,499万1,000円とするものでございます。令和8年度より全ての医療保険制度において、新たに子ども・子育て支援金を保険料に含めて徴収することが決定されており、国保加入者につきましては国保税に含んで賦課されることとなっております。この制度改革に伴いシステムの改修が必要となったための補正でございます。

続きまして、1ページ戻りまして、歳入、12ページ、13ページです。

3款1項国庫補助金、247万7,000円を増額し、644万4,000円とするもので、歳出で説明しました制度改革に係る国庫補助金の追加となります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第35号 令和7年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第36号

○議長（堀 清君） 日程第7、議案第36号 令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第36号 令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ7,197万7,000円とするものでございます。

それでは歳出の方から説明いたします。説明書の方の20ページ、21ページをお開きください。

1款1項総務管理費、既定の予算に257万8,000円を追加し、予算額1,001万4,000円とするものでございます。国保の説明同様に、令和8年度より後期高齢者についても子ども・子育て支援金が徴収されるため保険料に含んで賦課されることとなっており、これに伴うシステムの改修費用でございます。

続きまして、歳入です。1ページ戻って、18ページ、19ページになります。

6款1項国庫支出金、新たに款を追加し、257万7,000円を計上いたします。歳出で説明しました制度改正に係る補助金の追加となります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第36号 令和7年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

休憩 午前10時45分
再開 午前10時57分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第37号

○議長（堀 清君） 日程第8、議案第37号 令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） ただいま上程されました議案第37号 令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

議案19ページをお開きください。歳入歳出予算の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,607万3,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。次の20ページから23ページにお示ししております。

それでは歳出からご説明申し上げます。説明資料26ページ、27ページをお開きください。

1款サービス事業費、3項施設サービス事業費、既定の予算に27万3,000円を追加し、1億5,253万7,000円とするものでございます。10節需用費の内容は、設備の定期保守点検において修繕が必要とされたボイラー設備などの修繕であります。

続きまして歳入についてご説明いたします。24ページ、25ページをお開きください。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、既定の予算に27万3,000円を追加し、1億125万4,000円とするもので、歳出の増額分を一般会計から繰り入れるものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第37号 令和7年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第38号

○議長（堀 清君） 日程第9、議案第38号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） ただいま上程されました議案第38号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

議案25ページをお開きください。歳入歳出予算の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ237万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億927万3,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。次の26ページから29ページにお示ししております。

それでは歳出からご説明申し上げます。説明資料32ページ、33ページをお開きください。

2款診療事業費、1項診療費、既定の予算に237万3,000円を追加し、1,232万7,000円とするもので、10節需用費医薬材料費の内容は、令和7年4月から帯状疱疹予防接種が定期接種となり、接種者が増加したため、7月末時点の実績と8月以降の接種者数を見込んだワクチンの購入費であります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。30ページ、31ページをお開きください。

3款使用料及び手数料、1項使用料、既定の予算に289万6,000円を追加し、608万6,000円とするもので、帯状疱疹予防接種者増加分の予防接種手数料を算定したものであります。

一つ飛びまして、5款諸収入、1項雑入、既定の予算に9万7,000円を追加し、9万8,000円とするもので、令和6年度の電子処方箋導入に係る北海道から国保連合会を通しての助成金であり、事業費4分の1の上限額である9万7,000円の助成を受けるものであります。

一つ戻りまして、4款繰入金、1項繰入金、既定の予算から62万円を減額し、7,081万円とするもので、歳入予算の追加分299万3,000円から歳出予算の追加分237万3,000円を差し引いた額であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 説明資料の31ページで、予防接種手数料です。新型コロナワクチンの関係で行政報告がありましたけれども、償還払の方式を取っています。とりあえず1万何某かのお金を支払うというのは、かなり対象者にとっては負担になります。北後志医師会とも今までの関係では、立替払にして当事者に負担にならないような制度が各種採られてきています。新型コロナワクチンについても同様にやれるのではないかと思っているのですけれども、その点はどういう話し合いになっていますか。お金がなければとりあえずやれないということですから、かなり接種を抑制するような形になっています。それと、償還払いについてはどれ位の日数がかかるのかも含めて説明してください。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今特別会計の診療所のところなので、今の質問に一応お答えしますが、コロナワクチンの接種方法につきましては、今北後志の医師会と協議中であります。基本的には、北後志内の医療機関であれば各町村が定めた自己負担額で接種できますので、1万5,000円を払っていただくという場合は、小樽・札幌だとか、そういうところで打った場合に限ります。ただし、札幌の施設等に入っている方については個別契約を病院としまして、その方も自己負担で打てるというような準備はしております。

償還払を受ける場合ですけれども、まず、こちらの方に申請書を出していただいてから、日にもよるのですけれども、大体2週間から1ヶ月以内には本人の口座に振り込むことになっております。

○5番（真貝政昭君） 町長に伺いますけれども、診療所の方の令和6年度の補正予算と、前に審議した介護部分の補正予算で一般会計からの繰入が合わせますと1億7,000万円、予算ですからあれですけれども、元本間町長が当時恵尚会と契約したのは外来診療と入院で最高額年間1億5,000万円までOKということで、五年の債務負担行為でやりましたよね。ところが、途中で町の負担を軽くするために二階の入院部分を介護ベッドという扱いになりまして、大分、町の方としては出費が少なくなった経緯がありました。その後、前任者と恵尚会の間で二階の部分を当初の予定どおり医療の入院でやれということで、町からの負担を持ち出し4,000万円でやれということで話し合いがもつれた経緯がありました。当時の乱暴な対応と言いますか、その辺りの町政の執行の考え方というのを検証しなければならないと私は思っているのです。当時の状態からいって、当時の町長が妥当な提案を恵尚会にしていたのかということです。今の状況を見ますと、1億5,000万円を超えていきますので、町側として当時の町政のあり方として検証すべきではないかと思っているのですけれども、どうですか。

○町長（成田昭彦君） 以前のそういったことに対して、どういう経緯でそういった金額等について検証するということは考えてございません。ただ、今、入院施設もない、介護医療院19床、こういう形がいいのか、19床で賄っていく場合にはこれから必ず赤字体制になります。介護医療院の増床等をこれから含めた中で医療体制を考えいかなければならない。それともう一つには、医師二人体制になって診療報酬も上がってくるかなという感じで予想していたのですけれども、意外と上がってこない、横ばいの形が続いているので、診療報酬の増に繋げるためにはどうすればいいのか、長期的にこれから考えていかなければならないと思っております。

○5番（真貝政昭君） 過去の部分については、前任者の町政の手法については触れたくないというのが、お役所の方の感覚からいいたら避けて通りたいという思いなのでしょうけれども、町民側から言ったら、あの当時の町政は一体何だったのだろうか。病院から患者が追い出され、スタッフがクビになるやり方が如何なものだったのかというのは歴史に刻むべきものだと思っています。一般会計からの繰入のこの増幅のあり方なのですけれども、診療報酬だとか介護報酬だとか、点数制度がかなり国の思惑があまり自治体にとっては良くない方向で動いていますので、抜本的な中身の検討というのは場所も含めて、医療と介護のこういう形がいいのかどうかというのも含めて検討すべきだと思っています。今の町長のお答えですけれども、具体的には日程的にどういうスケジュールを考えているのか。ついでなのですから、答弁いただければと思います。

○町長（成田昭彦君） 具体的な日程等は考えてございませんけれども、これから検討していくなければならない問題であろうと認識してございます。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第38号 令和7年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第39号

○議長（堀 清君） 日程第10、議案第39号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（本間克昭君） ただいま上程されました議案第39号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明をいたします。

説明資料を用いて説明いたします。説明資料は横長の資料なのですけれどもお願ひします。ページは1ページです。

まず、1の改正の要旨から説明いたします。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年1月8日に公布され、令和7年10月1日に施行されます。この改正法は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を図るもので、令和6年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされました。このうち仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等については、対応する民間労働法制の施行日である令和7年10月1日から遅れることなく実施することとされております。このことから、職員の勤務時間、休暇等に関する条例において所要の改正を行うものでございます。

次に、2の条例の改正内容ですが、国家公務員の改正に準拠したもので、一つ目として、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向配慮等、二つ目として、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等の措置を講じ、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するものでございます。説明資料の2ページから4ページには新旧対照表を掲載しております。

次に、議案の32ページ、33ページをご覧ください。ただいま説明いたしました内容の改め文を掲載しております。

最後に、施行日につきましては令和7年10月1日からと附則で規定しております。ただし、新しい条例の19条の2第2項の規定、3歳に満たない子を養育する職員に対する措置は施行日前に講じることができますとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第39号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第40号

○議長（堀 清君） 日程第11、議案第40号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（本間克昭君） ただいま上程されました議案第40号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明をいたします。

説明資料を用いて説明いたします。説明資料の5ページでございます。

まず、1の改正の要旨から説明いたします。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年1月8日に公布され、令和7年10月1日に施行されます。この改正法は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を図るものでございます。令和6年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、このうち仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向調査・意向確認等については、対応する民間労働法制の施行日である令和7年10月1日から遅れることなく実施することとされております。このことから、職員の育児休業に関する条例において所要の改正を行うものでございます。

次に、2の条例の改正内容ですが、国家公務員の改正に準拠したもので、一つ目として、育児時間取得パターンの追加です。現行では1日2時間の範囲内での取得のみですが、1年に10日相当時間数、77時間30分なのですが、その範囲内において、1日あたりの上限時間数なく取得できるパターンを追加するものでございます。いずれかを選択できるようになってございます。二つ目として、非常勤職員の育児時間の対象者の範囲の拡充でございます。現行の3歳未満の子を小学校就学前の子に拡大するものです。説明資料の6ページから8ページについては、新旧対照表を掲載してござ

います。

次に、議案の36ページ、37ページをご覧ください。ただいま説明した内容の改め文を掲載してございます。

最後に、施行日は令和7年10月1日からと附則で規定しております。ただし、令和7年度に限り、先程申し上げました育児時間取得の10時間相当、77時間30分の部分を半年過ぎていますので、半分の38時間45分とする経過措置を設けております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第40号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第41号

○議長（堀 清君） 日程第12、議案第41号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（本間克昭君） ただいま上程されました議案第41号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正の主な内容は、国の進めるシステムの標準化の機能追加に伴い、町の住民基本台帳に記載されていない、いわゆる住登外者に係る事務を追加するものでございます。概要をまとめた資料がなくて申し訳ありません。新旧対照表で説明させていただきます。

説明資料の9ページです。左側が改正後、右側が改正前となっております。

まず、第4条第1項ですが、改正前は条文の中で謳っていたものを1号から3号として書き出しをしております。4号につきましては、町長・教育長の個人番号の利用の範囲に住登外者の情報を管理する事務を追加してございます。第2項につきましては、第1欄、第2欄、第3欄と記載されていたものを、左欄、中欄、右欄と改めるものでございます。改正後の4項は、法の範囲内で町が

保有する住登外者の管理に関する情報を利用できる旨の規定を追加しております。5項につきましては、改正前の4項を繰り下げるものでございます。

次のページ、第1表は、条例で定める利用の範囲に町長・教育委員会の住登外者の情報の管理に関する事務、教育委員会の就学援助に関する事務を加えるものでございます。

第2表につきましては、利用できる特定個人情報を定めているもので、住登外者・宛名情報が追加された他、表自体の体裁が修正されております。

別表3につきましては、特定個人情報を提供できる場合を定めているもので、住登外者・宛名情報が追加された他、これにつきましても表の体裁が改正されております。

次に、議案の40ページから43ページまでは、今説明いたしました内容の改め文を掲載してございます。

最後に、施行日は公布の日からと附則で規定しております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第41号 古平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第42号

○議長（堀 清君） 日程第13、議案第42号 古平町議会議員及び古平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（本間克昭君） ただいま上程されました議案第42号 古平町議会議員及び古平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明をいたします。

説明資料を用いて説明いたします。説明資料の15ページです。

経過等というところですが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布され、同日施行されました。この改正政令の趣旨は、近年における物価の変動等に鑑み、選挙運動

用ビラ、選挙運動用ポスター等の作成の公費に要する経費に係る限度額を引き上げるものでございます。本条例案は、政令の定める範囲内において、古平町議会議員及び古平町長の選挙における選挙運動の公費負担額を改正するものでございます。

改正の要旨ですが、下の表に記載のとおり、選挙運動用ビラの1枚あたりの作成単価上限を現状の7円73銭から8円38銭に、選挙運動用ポスターの1枚あたりの作成単価上限を541円31銭から586円88銭とするものでございます。説明資料の16ページには新旧対照表を掲載しております。

次に、議案の46ページをご覧ください。今説明いたしました内容の改め文を掲載しております。

最後に、施行日は公布の日からと附則で規定しております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第42号 古平町議会議員及び古平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第43号ないし日程第16 議案第45号

○議長（堀 清君） 日程第14、議案第43号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてから日程第16、議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約についてまでは関連する議案でありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（本間克昭君） ただいま一括で上程されました議案第43号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について、議案第44号 北海道市町村退職手当組合規約の一部を変更する規約について、議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について、提案理由の説明をいたします。議案は47ページから52ページとなります。

一部事務組合の規約を変更する場合は、地方自治法第290条の規定により事前に構成市町村で議会の同意を得てから、構成市町村で地方自治法第286条第1項の規定により協議を行うこととなっております。本件は、3議案とも一部事務組合を構成する団体の変更でございます。いずれも、江差町・上ノ国町学校給食組合が解散したことによる脱退に伴う変更でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第43号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第43号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 報告第3号及び日程第18 報告第4号

○議長（堀 清君） 日程第17、報告第3号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率についてと、日程第18、報告第4号 令和6年度決算に基づく資金不足比率については関連がありますので、一括議題とします。

報告第3号について報告を求めます。

○総務課長（本間克昭君） ただいま上程されました報告第3号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率についてを報告させていただきます。議案53ページをお開きください。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見書を付けて議会に報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、全ての会計において赤字額がありませんでしたので、比率はありません。

次に、実質公債費比率については8.4%で、国が示す早期健全化基準25%、財政再生基準35%を大きく下回っております。

最後に将来負担比率についてですが、将来負担額以上に充当可能財源等がありますので、比率はありません。いずれの比率も国が示す早期健全化基準・財政再生基準を下回っております。それぞれの用語の解説・算出方法は、説明資料の23ページから26ページに掲載しておりますので、後程ご確認願います。

以上で報告を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 続いて、報告第4号について報告を求めます。

○建設水道課主幹（大原康弘君） ただいま上程されました報告第4号 令和6年度決算に基づく資金不足比率についてご報告いたします。議案57ページをお開き願います。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、簡易水道事業会計・公共下水道事業会計のそれぞれで資金不足比率を算出し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

資金不足比率の結果につきましては、表にて記載のとおり、簡易水道事業会計・公共下水道事業会計ともに資金不足比率の値はなく、資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率の算出方法につきましては、説明資料27ページに記載がありますので、ご参考いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 報告が終わりましたので、ここで質疑があれば許可します。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） この健全化判断比率という表示の仕方が、政府の方から示されたのは平成20年前後位だったと思います。当時、古平町の財政当局から古平町議会事務局あてに、誰にでも分かる自治体財政指標の読み方という本を頂いているのです。政府の新しい財政指標について全道の議長会で研修会が行われまして、その時に示された表がかなり詳細に出されて、当時、一番財政的に厳しかったのは夕張市で、その次に積丹町というのが一目瞭然に分かるような状態です。全道の自治体の財政状況が、この政府が示した財政指標をグラフ化すれば、古平町がどこら辺にあるかというのがよく分かります。この四つの指標に基づいて、財政状況が厳しいとか将来負担比率がどうだとかという財政状況が一目瞭然に分かります。この指標が出されて、しばらく古平町議会でこれに基づいて決算議会がある度に表が出されていたのです。前任者の時からこれを否定されまして、全く分からなくなってしまったのです。これは、誰にでも分かる自治体財政指標の読み方と書いていますとおり、今の状態は誰にも分からない古平町の財政状況ということになります。北海道全自治体のみならず、全国の自治体のこの四つの指標の数字というものが、総務省から発表されているわけでしょう。今続けられているような、議員にさえ分からない古平町の財政状況という、ありきたりの表示の仕方ではなくて、これと同時に、ちゃんとグラフ化された、目で分かる指標を示すべきだと思うのですが。

○副町長（細川正善君） 今の真貝議員の質問に対して、私の方からお答えさせていただきます。真貝議員がおっしゃっている、財政状況の分かるグラフというのは縦軸・横軸で示したもので、今、真貝議員のお手元にあったこの本では、財政早見表と表現されております。その財政早見表なのですけれども、縦軸は将来負担比率、横軸は連結実質赤字比率で示したもので、この本の中で財政が良い・悪いというようなことをおっしゃっております。良い・悪いの判断の言い方なのですけれども、その意味としては、この先行政サービスが削られたり税金や公共料金が値上がりしたりしないだろうかという観点から、良い・悪いと表現してございます。財政状況が良い場合は、今のような公共料金が値上げという可能性が低い、更には、財政状況が悪いというのは、そうした公共料金の値上げなどの可能性が高いという意味で表現しているものでございます。

そういう前提条件を踏まえまして、まず、財政状況早見表でございますが、これを書いた人は総務省、前自治省の出身で道庁の職員だった方が書いたものであり、早見表自体は国が示した全自治体の統一的な資料ではないということ、その表を示さなくとも先程総務課長の説明からもあったように、早期健全化基準、財政再生基準、それぞれ示されてございます。その基準に基づき縦軸・横軸を作ってございますので、古平町の数字を見れば、大体、早期健全化基準に近づいている、離れていることが分かりますので、そこでご理解願いたいなと考えてございます。

○5番（真貝政昭君） ご理解できないので言っているのです。これで示したもので不足なものであれば、更に、そちらの方で町民や議員に分かるような、表なりグラフなりを示すべきだということを言っているのです。これだけでは、まるっきりよく分かりません。数字で範囲内であるにも係わらず、監査委員が一つの数字について低いけれども努力しなさいというような監査報告をしていますけれども、これさえ、どれ位の状況にあるのかというのはよく分からないのです。一目瞭然に分かるような、これだけでは不足だというのであれば、更に追加して示すべきだということを言っているのです。今の状態では誰にも分からないです。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分
再開 午前11時58分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（真貝政昭君） 今の古平町の財政状況というのが数字で示しているだけで、全くよく分からぬのです。この四つの指標に基づく位置関係がよく分からぬということです。副町長が今説明したのは、これに基づく一つ二つの表・グラフであって、他のことについては触れていないということでしょう。これそのものも不十分だということをおっしゃっているわけだけれども、その根拠がよく分からぬのです、研修会で示されたものを一切示さずに、大丈夫だ、大丈夫ではないかを判断するといつてもよく分からぬのです。私には皆目よく分からぬのです。

○副町長（細川正善君） 今の真貝議員のご質問というか、ご意見にお答えします。

何度も申しますが、財政指標で基準が示されてございます。例えば、議案の56ページを見ていたきたいのですが、実質赤字比率、古平町には今赤字がないので指標に数値が出てこない。それで、赤字があるかないかということはご理解できると思います。更に、連結実質赤字比率、一般会計以外の特別会計も含めた全ての会計の赤字もないので指標が出てこないということは、今赤字がないということが分かります。数値が出ていないので、早期健全化基準とか財政再生基準には該当しない、どういう状況にあるか想定していただけるかなと思います。

実質公債費比率、この借金の部分でございますが、うちは8.4%という数字になってござります。早期健全化基準が25%ですので、まだそこにはちょっと離れているということで、そこでも想像していただけるのではないかなと思っております。

将来負担比率については、将来返すべき借金に対して今後入ってくるであろう収入がそれを上回っておりますので、比率が出てこない。ここは350%を超えたたら早期健全化基準になりますので、数値がないということは、今現在の状況がどういうものかということが想像できるかと思います。ただ、これだけでは財政状況が分からぬとおっしゃっておりますので、ここ最近、ずっと借金返し、公債費のシミュレーションをお示ししたりしてございます。この後、午後からの説明になると想いますが、基金の状況などもご説明いたします。財政状況を確認するために見る場合の一般的な三つの視点というものがございます。赤字があるかどうか、基金があるかどうか、借金が他の町と比べてどうか、というのが一般的に財政状況を見る視点となります。そこら辺につきましては、今説明したように赤字についてはこの健全化式指標で分かります。基金については午後からの決算の状況説明で分かります。借金については公債費のシミュレーションをどこかのタイミングでまた今年も出すと思いますので、そういうことでお示ししますので、財政状況をご理解していただきたいなと考えてございます。

○5番（真貝政昭君） この本は平成20年前後位に出されたやつで、今の説明からすると不十分なものであるという答弁でありました。この関係の四つの財政指標について、その後も各種関係機関

から色々な説明の書籍が出ています。それらについても、不十分であると全く同様な見解でいらっしゃるのですか。議長会で我々が研修会で聞いたようなものは、進展はないのだという見解なのでしょうか。

○副町長（細川正善君） ちょっと誤解を解くような感じで説明させていただきますが、私はこの本が不十分だと言っているわけではなくて、この本の財政状況の早見表は、あえてグラフにしなくても、先程説明したように早期健全化基準、財政再生基準、それらの基準が示されてございますので、うちの数字を見れば判断がつくのではないか。そこからご理解願いますということで、この本を否定しているわけではございません。それ以外に出てる財政の見方とかいうのも否定しているわけではないです。古平町としては財政状況を見る三つの視点として赤字がない。基金については決算の説明資料で出しております。借金についても公債費のシミュレーションを毎年出している、そういうところからご理解願いますということありますので、この本を否定しているわけではないということをご理解ください。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これで報告第3号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率についてと、報告第4号 令和6年度決算に基づく資金不足比率についての報告を終わります。

暫時休憩いたします。昼食のため13時まで休憩します。

休憩 午後 0時03分
再開 午後 0時56分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第19 同意第2号

○議長（堀 清君） 日程第19、同意第2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（細川正善君） ただいま上程されました同意第2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明をいたします。議案は61ページです。

本件は、現在、固定資産評価審査委員会委員をされております須田嘉勝氏の任期満了に伴い、同氏を再び選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

はじめに、須田嘉勝氏の主だった経歴について申し上げます。須田氏は古平町出身で、昭和39年3月に小樽水産高校を卒業後、同年から平成13年までの37年間古平漁業協同組合に勤務され、そのうち平成8年から5年間参事職に就かれておりました。

また、公職歴としましては、平成19年9月に古平町固定資産評価審査委員に就任され、現在6期目である他、本町の国民健康保険税審議会委員を歴任されております。

須田氏は人格高潔であり、これまでの豊富な経験と優れた識見を有していることから、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考え、ご提案申し上げるものでございます。

それでは、お手元に配付しております議案を朗読させていただきます。

選任すべき委員、住所、古平郡古平町大字浜町268番地3、氏名、須田嘉勝、昭和21年5月5日生まれ。

以上提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから同意第2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第20 同意第3号

○議長（堀 清君） 日程第20、同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（細川正善君） ただいま上程されました同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明をいたします。議案は63ページです。

本件は、現在、固定資産評価審査委員会委員をされております八戸幸治氏の任期満了に伴い、同氏を再び選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

はじめに、八戸幸治氏の主だった経歴について申し上げます。八戸氏は小樽市出身で、昭和39年3月に長万部高校を卒業後、昭和40年から古平信用金庫に、その後、合併後の北海信用金庫の職員として平成19年まで勤務しておりました。

また、公職歴としましては、令和元年9月に古平町固定資産評価審査委員に就任され、現在、2期目である他、本町の社会教育委員、表彰審議委員会委員及び特別職報酬等審議会委員を歴任され

ております。

八戸氏は平成27年から町内会長も務めており、地域の信望が厚い他、これまでの豊富な経験と優れた識見を有していることから、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考え、ご提案申し上げるものでございます。

それでは、お手元に配付しております議案を朗読させていただきます。

選任すべき委員、住所、古平郡古平町大字浜町484番地、氏名、八戸幸治、昭和21年10月26日生まれ。

以上提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから同意第3号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第21 同意第4号

○議長（堀 清君） 日程第21、同意第4号 古平町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（成田昭彦君） ただいま上程されました同意第4号 古平町教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、現在、教育委員をされております本間炊氏の任期満了に伴い、その後任に平尾光一郎氏を任命いたしましたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2号の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

平尾光一郎氏の主な経歴についてご説明いたします。職歴といたしましては、平成13年4月に美國平尾鉄工所に就職され、現在に至っております。

公職歴といたしましては、令和2年5月から古平町学校運営協議会委員に就任されまして、現在6期目でございます。

以上が主な経歴ですが、平尾氏は人格も高潔であり、豊富な識見を有することから、古平町教育委員会委員として適任であると判断し、ご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案記以下の部分を朗読させていただきます。

任命すべき委員、住所、古平町大字港町14番地1、氏名、平尾光一郎、生年月日、昭和55年6月6日生まれ、45歳でございます。

以上提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 教育委員の指名については、構成員のうち1名は現在子どもを義務教育で就学中という条件があつて、本間氏については選任された経緯があると思います。平尾さんについても、現在お子さんを義務教育で進行中ということで納得しているのですけれども、前任者の本間さんについては、お子さんについてはもう義務教育を終わられたということで交代という理解の仕方でよろしいのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 確かに、本間炊さん、義務教育ということだけではなくて、大学でも学生であればということなのですけれども、今回も再度お願いに伺ったわけでございますけれども、親の介護等ございまして、本人から辞退したいということで申出あります、このような形になったわけでございます。

○5番（真貝政昭君） 構成員のうち1名を現在子育て中というタガは続いているのですか。

○町長（成田昭彦君） 本間さんの後任として、保護者ということで平尾氏にお願いしたという経緯でございます。

（何事か言う者あり）

○町長（成田昭彦君） 失礼しました。今でも継続してございます。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから同意第4号 古平町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第22 認定第1号ないし日程24 認定第3号

○議長（堀 清君） 日程第22、認定第1号 令和6年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてから日程第24、認定第3号 令和6年度古平町公共下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

はじめに、令和6年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についての一般会計から説明願います。

○総務課長（本間克昭君） ただいま上程されました認定第1号 令和6年度古平町各会計歳入歳出決算の認定のうち、一般会計についてご説明いたします。決算の特徴は決算説明資料の方が理解しやすいと思われますので、決算説明資料を用いて説明いたします。

4ページ、5ページをお開きください。上の表の決算額Bの欄をご覧ください。令和6年度の決算額でございますが、歳入が46億7,744万5,125円となっております。歳出が45億1,689万8,513円で、歳入歳出差引が1億6,054万6,612円となっております。そのうち表の右側、摘要欄に記載の翌年度繰越明許費充当繰越額8,369万8,000円については、第2回定例会で報告させていただきました令和7年度に繰り越す事業に充当するもので、翌年度への純繰越額は7,684万8,612円となっております。

10ページ、11ページをお開きください。歳入の性質別の内訳でございます。10ページの下の円グラフをご覧ください。歳入の約半分44.1%を地方交付税が占めております。11ページをご覧ください。令和5年度の決算額と比較して載せていますので、こちらで説明いたします。1款町税、令和6年度の決算額2億2,311万1,000円で、前年比1,236万7,000円の減となっております。税目毎の内訳につきましては記載のとおりでございます。2款から9款譲与・消費税等、決算額1億4,576万1,000円、対前年比753万1,000円の増となっております。10款地方交付税、決算額20億5,992万4,000円、対前年比3,679万2,000円の減となっております。普通交付税で2,440万9,000円減となっております。この大きな要因は、小学校・学校給食センター建設に伴う過疎債の償還が終了したことによる基準財政需要額の減少でございます。11款分担金及び負担金、決算額621万6,000円、対前年比36万9,000円の増です。12款使用料・手数料、決算額3,855万8,000円、対前年比71万円の増です。13款国庫支出金、決算額6億942万8,000円、対前年比1億1,162万1,000円の増です。七行目に書いてあります社会資本整備（都市構造再編集中支援）が9,284万円増加しております。この大きな要因は観光交流センター整備に係る補助金の増でございます。14款道支出金、決算額1億6,004万6,000円、対前年比110万7,000円の増です。15款財産収入、決算額940万5,000円、対前年比492万4,000円の増です。この主な要因は町有林の皆伐事業で出た伐採木の売扱による財産売扱収入の増です。16款寄附金、決算額3億8,565万1,000円、対前年比3,873万3,000円の減です。ふるさと応援寄附金が対前年比3,915万3,000円減少したことが大きな要因です。続きまして、17款繰入金、決算額4,258万2,000円、対前年比3,863万6,000円の減です。ふるさと応援基金繰入金が対前年比3,530万円減少したことが要因です。令和5年度は14事業に、令和6年度は3事業にふるさと応援基金を充当しています。18款繰入金、決算額2億3,422万9,000円、対前年比2,326万7,000円の増です。19款諸収入、決算額1億2,065万8,000円、対前年比223万3,000円の増です。20款町債、決算額6億4,187万6,000円、対前年比3億5,890万3,000円の増です。これにつきましても観光交流センター整備が大きな要因となってございます。歳入合計で46億7,744万5,000円、対前年比3億8,413万7,000

円の増となってございます。

13ページをご覧ください。歳出決算の性質別の内訳でございます。1人件費、決算額5億9,437万3,000円、対前年比3,702万6,000円の増となっております。2物件費、決算額7億8,952万6,000円、対前年比8,710万7,000円の増です。委託料で7,763万円増となってございます。3維持補修費、決算額1億6,414万6,000円、対前年比471万4,000円の減です。4扶助費、決算額4億991万7,000円、対前年比60万円の減となっております。5補助費、決算額7億4,175万7,000円、対前年比2億2,288万5,000円の増です。それぞれ記載されている増減ありますが、一番大きな要因は下水道会計負担金・補助金1億5,703万円の増です。これにつきましては上水道・下水道が公会計となつことから、令和5年度までは繰出金で支出していたものを令和6年度からは補助金として支出していることによるものでございます。6建設事業費、決算額8億1,079万1,000円、対前年比3億6,104万7,000円の増です。ここでも大きな要因は観光交流センター建設事業による4億1,893万9,000円の増です。7公債費、決算額4億512万5,000円、対前年比8,717万4,000円の減です。小学校・給食センター建設に伴う過疎債の償還が終了したことによるものです。8積立金、決算額3億2,276万4,000円、対前年比896万2,000円の増です。9投資及び出資金・10貸付金はありませんので、この表には記載しておりません。11繰出金、決算額2億7,850万円、対前年比1億6,671万9,000円の減です。記載のとおり増減ありますが、一番大きな要因は先程の補助費での説明と同様に上・下水道会計が公会計になったことによるものでございます。歳出合計で45億1,689万9,000円、対前年比4億5,782万円の増となっています。

15ページをご覧ください。町税の徴収実績でございます。上の表の一番下の行ですが、現年課税分・滞納繰越分を合わせた調定額は2億2,903万489円となっております。収入済額につきましては、2億2,311万933円で収納率97.4%となってございます。不納欠損の処理状況を下の表に掲載していますので、後程ご覧ください。

21ページをご覧ください。一番下に経常収支比率を記載しております。令和6年度が78.9%、令和5年度が82.8%でした。この比率を見ると、令和5年度に比べ令和6年度は財政に柔軟性のある決算であったことといえます。

24ページ、25ページをお開きください。令和6年度に発行した起債の一覧でございます。上の表は科目毎、下の表は起債毎に示しております。令和6年度の起債発行額は6億4,187万6,000円でございます。

26ページ、27ページをお開きください。債務負担行為執行調書でございます。地方自治法第214条に基づき、予算で既に定めている後年度負担すべき金額です。それぞれ事項ごとに掲載していますが、27ページ右下に記載のとおり、令和7年度以降6億4,144万1,000円を負担しなければならないという状況でございます。

28ページをご覧ください。地方債現在高調書でございます。一般会計で負担しなければならない借金の残高です。令和5年度末の残高は47億8,185万7,000円でしたが、令和6年度末の現在高は50億3,165万5,000円となってございます。

29ページをご覧ください。繰出金の調書でございます。令和6年度の繰出金は4億4,483万1,000

円となってございます。それぞれ各会計等への繰出金の状況は表に記載のとおりでございます。

32ページ、33ページをお開きください。職員給与費目的別内訳書でございます。正職員の給与費を表したものでございます。一番下の総計欄をご覧ください。人数は75名、令和5年度と同人数でございます。給料が2億9,471万7,000円、手当の計で1億7,765万9,000円、共済費8,564万2,000円、合計で5億5,801万8,000円となってございます。

35ページをご覧ください。35ページから76ページまでは、主な施策に関する報告書として一般事務事業に関するものを掲載しています。令和6年度決算と比較して1,000万円以上増減のあった事業のみ説明させていただきます。

37ページをご覧ください。地方創生臨時交付金事業でございます。令和6年度の決算額は6,744万3,800円で、括弧内に記載のある令和5年度決算額1億3,204万1,054円と比較して6,459万7,254円減少しています。これにつきましては、国からの交付金を主な財源とし、物価高騰に対応するための給付金給付事業などを実施していますが、その交付金が減少したため事業費・決算額が減少したものであります。

次に、52ページをご覧ください。商工費、温泉施設運営事業でございます。令和5年度、令和6年度決算額を比較すると、1,036万9,850円減少しています。この主な要因は、令和5年度には沈殿槽清掃や温泉ポンプ取替工事があったためでございます。

60ページをご覧ください。一番上の包括業務委託事業でございます。令和5年度、令和6年度決算額を比較すると、1,237万2,800円増加しています。これにつきましては、令和6年度から勤勉手当が支給されることとなったことと、年度当初から公用車運転業務が前年度は通年ではなかったのですけれども、令和6年度からは年度当初から公用車運転業務がここに含まれたためによる増でございます。表の中段をご覧ください。未来を担うローカルスタートアップ発掘・育成事業です。令和6年度の新規事業で、決算額1,500万円となっています。人材等を発掘・育成し、強い産業づくりと雇用の創出を実現する基盤構築を目的として、事業委託をしたものでございます。

61ページをご覧ください。三行目の第三の居場所運営事業です。令和5年度、令和6年度決算額を比較すると、1,643万6,258円増加しています。令和5年度は年度末の2か月間だけの運営でございましたが、令和6年度からは年度当初からの運営だったことが要因となっています。

62ページをご覧ください。中段、商工業振興事業です。令和5年度、令和6年度決算額を比較すると、1,471万1,945円増加しています。令和6年度は、プレミアム商品券発行事業を2回実施したことと、創業支援事業補助金を実施したことが主な要因でございます。

次に、77ページをご覧ください。77ページから113ページまでは、主な施策に関する報告書として、建設事業に関するものを掲載しています。事業費3,000万円以上の事業のみ説明させていただきます。

86ページ、観光交流センター建設事業です。事業費は5億2,761万8,000円で、2の場所に記載してあるとおり、事業内容といたしましては、観光交流センター建設工事、150年広場整備工事など六事業を実施してございます。

次に、100ページをご覧ください。橋りょう長寿命化事業でございます。事業費は3,214万2,000

円で、2の事業内容に記載のとおり、稻荷橋と3条橋の修繕工事を行っております。

次に、102ページをご覧ください。新栄団地外壁改修事業です。事業費は3,942万4,000円で、2の事業内容に記載のとおり、外壁等の改修、屋根防水保護塗装を行っております。

次に、105ページをご覧ください。小学校冷房設備設置事業でございます。事業費は3,081万9,000円で、3の施行場所等見取図に記載のとおり、普通教室・特別教室に冷房を設置してございます。

続いて、106ページをご覧ください。中学校冷房設備設置事業でございます。事業費は6,069万9,000円で、3の施行場所等見取図に記載のとおり、普通教室・特別教室に冷房を設置してございます。

116ページをご覧ください。実質的単年度収支の推移でございますが、令和6年度をご覧ください。A欄歳入決算額からB欄歳出決算額を差し引いた形式的収支が、C欄1億6,054万6,000円でございます。そのうち翌年度に繰り越す繰越明許財源がD欄の8,369万8,000円です。差し引いた実質的収支はE欄の7,684万8,000円となります。前年度からの繰越額がF欄1億2,045万1,000円ありましたので、差し引いた単年度収支はG欄のマイナス4,360万3,000円となります。ただし、H欄に記載のとおり財調積立が6,082万円ありましたので、実質単年度収支としてはK欄の1,721万7,000円で、L欄・M欄のその他基金積立・取崩を差し引いた実質的単年度収支は、N欄の2億3,657万9,000円ということになります。

117ページをご覧ください。一般財源の推移でございます。一般財源総額が24億6,389万7,000円で、対前年比4,178万円の減です。その要因は先程も説明しましたが交付税の減少でございます。町税は2億2,311万1,000円で、一般財源に占める割合は9.1%となってございます。

118ページから123ページまでは、性質別経費や建設事業費など、先程説明したものこれまでの推移が掲載しております。

124ページをご覧ください。基金の推移でございます。令和6年度の欄をご覧ください。基金残高合計が33億4,510万9,000円と近年では最も増えてございます。その要因は、(2)の積立額の表と(3)の取崩し額の表に記載のとおりでございますが、財政調整基金に約6,000万円、減債基金・中心拠点誘導複合施設整備基金にそれぞれ5,000万円、ふるさと応援基金に約1億5,000万円を積立てたことによります。

125ページをご覧ください。ふるさと応援寄附金の状況でございます。上の表の令和6年度の欄をご覧ください。寄附件数が3万2,541件、寄附金額が3億8,360万1,000円となってございます。令和6年度は、一番下の表に記載しています三事業に、ふるさと応援基金を590万円充当したところでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） それでは、一般会計の説明が終わりましたので、次に、国民健康保険事業特別会計の説明を願います。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和6年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。一般会計同様、説明資料の方で説明させていただきます。説明資料131ページをお開

きください。令和6年度の国保会計歳入歳出決算につきましては、300万3,035円を残しての黒字決算となっております。

それでは歳入から説明いたします。同じく説明資料134ページをお開きください。

1款1項の国民健康保険税は決算額6,526万7,566円で、収納率につきましては90.2%、前年度より2.0ポイント下がる結果となりました。国保税徴収実績の詳細につきましては、同じ説明資料139ページに載せてございますので、後程ご覧ください。

3款1項の他会計繰入金の決算額は4,241万1,679円で、前年度より350万円程減となっております。

続いて、4款繰越金、5年度の繰越がございましたので決算額243万7,162円となっております。

続いて、5款諸収入、決算額668万8,672円。主なものは、広域連合からの健診受託収入と5年度分の後志広域連合分賦金精算還付金でございます。

続いて、歳出の方に移ります。

1款総務費、1項総務管理費、決算額1億139万817円で、職員の人件費と町民の健康診断委託料、広域連合への負担金が主なものでございます。2項徴税費、決算額3万717円、郵便料が主な支出となってございます。3項審議会費、決算額3万6,510円、審議会委員報酬他、消耗品でございます。

2款基金積立金で、1,200万円を積み立てております。

3款1項の償還金及び還付加算金、決算額34万4,000円は過年度に過誤納付されました保険税の還付に係るものでございます。

以上で令和6年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願ひいたします。

議長（堀 清君） それでは、国民健康保険事業特別会計の説明が終わりましたので、次に、後期高齢者医療特別会計の説明を願います。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。説明資料143ページでご説明いたします。令和6年度の歳入歳出決算でございますが、歳入歳出差引額6万5,495円を翌年度へ繰り越しまして決算を了しております。

それでは歳入から説明いたします。146ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料の決算額3,617万2,805円、前年比約140万円の減。収納率で見ますと、同じく前年比約0.1ポイント減の99.46%となっております。

3款1項一般会計繰入金、決算額2,837万1,038円。主な内容は、基盤安定負担金、職員給与費等に係る繰入金でございます。

5款諸収入、主なものは3項受託事業収入で、広域連合からの健康診査業務に係る収入でございます。

続きまして、147ページ、歳出に移ります。

1款総務費、1項総務管理費、決算額633万6,454円。これにつきましては、職員の人件費が主な支出となっております。2項徴税費、決算額3万4,275円につきましては、主に郵便料となってお

ります。

2款1項の後期高齢者医療広域連合納付金は決算額5,865万7,933円で、前年度と比較して約240万円の減となっております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、過誤納付されました過年度保険料の還付金となっております。

以上で令和6年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願ひいたします。

○議長（堀 清君） それでは、後期高齢者医療特別会計の説明が終わりましたので、次に、介護保険サービス事業特別会計の説明を願います。

○保健福祉課長（和泉康子君） 令和6年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。それでは決算説明資料を使って説明させていただきます。説明資料の154ページ、155ページをお開きください。これは介護保険サービス事業の款別内訳書でございまして、記載のとおり、歳入歳出予算総額1億7,043万4,000円に対しまして、決算額は歳入歳出それぞれ1億5,615万1,937円で、執行率は91.6%となっております。

続きまして、1ページお戻りください。152ページ、153ページをお開きください。

下段の過去5年間分の決算状況を記載してございますが、令和元年度から一般会計からの財政支援、いわゆる赤字補填としまして、同額繰り入れ決算を了しております。令和6年度におきましても、単年度収支が4,222万7,624円の赤字額となり、前年度繰越金がございませんでしたので、一般会計から財政支援として、同額繰り入れ決算を了しております。繰入金は前年度と比較しまして、241万8,724円の減額となっております。その大きな要因は、デイサービスセンターの支出で運営委託料が減少したことと、介護医療院の歳出面では人件費が増額であったものの、利用者の稼働率向上による収入増となり、赤字の減少となりました。

それでは、四つの事業の介護サービス事業決算状況の概略を説明しますので、次のページの154ページへお戻りください。下段のサービス事業収支内訳、古平町デイサービスセンターをご覧ください。サービス収入2,345万1,188円に対しまして、歳出、社会福祉協議会の委託料が3,187万8,606円で、842万7,418円の赤字で決算しております。前年度比194万8,122円の赤字が減少しております。要因は、歳出で社協への委託料は人員配置等によりまして143万4,000円減額となり、歳入では利用者の微増によりサービス収入が51万4,000円の増となったことによるものでございます。

その下、二つ目の事業です。ショートステイ元気プラザですが、歳入478万20円に対し、歳出427万1,077円で、50万8,943円の黒字で決算しております。前年度比47万4,077円の黒字が減少しておりますが、主な要因としましては、利用者の増でサービス収入は増額となっていましたが、歳出においてサービス提供するための居室環境の改善のため、エアコン設置及びソファー等の購入を行ったものでございます。

続きまして、次のページ、包括支援センターへ移ります。三つ目の事業、包括支援センターは、事業対象者、要支援1・2のケアプランを作成する事業所です。収入283万6,240円に対しまして、歳出はなく、収入同額の黒字で決算を了しております。しかし、要支援者等が要介護状態になるこ

とにより介護計画に移行するなど、前年度比8万6,900円の黒字が減少しております。また、黒字の最も大きな要因としましては、担当者はケアプラン作成以外にも高齢者支援業務を行っているため、人件費を一般会計で計上していることによるものでございます。

その下、四つ目の介護医療院海のまちクリニックでございます。申し訳ございません。この欄、一番下のところに、赤字、黒字という差引の数字を記載するのが漏れています、表の右下の方に赤字額は3,715万803円となっておりますので、記載の方をお願いいたします。歳入は8,285万1,451円に対しまして、歳出1億2,000万2,254円となり、3,715万803円の赤字で決算しております。前年度比102万6,780円の赤字が減少しております。大きな要因としましては、人件費は936万円程増額となっておりますが、前段で申し上げたとおり、施設利用者が全体で506日増となっており、中でも介護報酬の高い介護度5の利用者が増え、報酬が1,210万2,000円程増額となっているものでございます。歳入の諸収入の雑入につきましては、職員の給食費を徴収した分であります。

以上のことと、2款の予備費の支出がありませんでしたので、歳入不足となったデイサービスセンター・介護医療院の二事業の赤字合計から、黒字であるショートステイ事業と包括支援センター、預金利息を差し引いた4,222万7,624円が、単年度収支の赤字額となりました。各事業の実績介護報酬等の詳細につきましては、156ページ以降を後程ご覧いただきたいと思います。

以上で令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） それでは、介護保険サービス事業特別会計の説明が終わりましたので、次に、診療所運営事業特別会計の説明を願います。

○町立診療所事務長（細川武彦君） 令和6年度診療所運営事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。説明資料170ページをお開きください。歳入歳出決算ですが、歳入歳出それぞれ1億44万6,821円であり、歳入歳出差引ゼロ円で決算を了しております。

それでは歳入からご説明いたします。174ページをお開きください。

1款1項診療収入、決算額3,667万8,849円で、患者数が減り診療点数が減ったことにより、前年度比約326万円の減となっております。1款2項保険外診療収入、決算額23万50円で、前年度比約4万5,000円の増となっております。

2款サービス収入については、収入はありません。

3款1項使用料、決算額1,227万666円で、こちらは予防接種手数料や健康診断料などの収入となります。前年度比約241万円の増となっております。主な要因は、新型コロナ感染症が5類に移行したことにより、被接種者に費用負担が生じたことや市町村負担分の予防接種委託料が増額されたこと、帯状疱疹ワクチン接種の助成が始まり帯状疱疹ワクチン接種者が増えたことなどにより、予防接種料収入が増えたためであります。3款2項手数料、決算額41万3,150円で、こちらは診断書などの文書料の収入となります。前年度比約3万8,000円の減となっております。

4款1項繰入金、決算額5,024万2,031円で、前年度比約1,118万円の増となっております。主な要因は、歳入面では診療報酬の減や新型コロナワクチン接種に対する支援金が終了したことによる諸収入の減、歳出面については後程ご説明いたしますが、1款総務費は会計年度任用職員の人件費

が増えたことと、第2款診療事業費は新型コロナワクチン購入に係る医薬品費が増えたことによります。

5款1項雑入、決算額20万7,075円で、前年度比約315万円の減となっております。こちらは新型コロナワクチン接種に対する支援金が令和5年度で終了したためであります。

6款1項道補助金、決算額39万8,000円で、こちらは診療所の設備整備、ベッドサイドモニター一式に対する補助金であります。

続きまして、歳出のご説明をいたします。次のページをご覧ください。

1款1項総務管理費、決算額8,574万4,007円で、前年度比約246万円の増となっております。主な要因は、会計年度任用職員に対して勤勉手当が支給されることとなったことなどにより、職員手当や共済費が増えたためであります。

2款1項診療費、決算額1,470万2,814円で、前年度比約500万円の増となっております。主な要因は、新型コロナワクチンや帯状疱疹ワクチンを購入するための医薬品費が増えたためであります。

3款1項予備費については、支出はありません。

診療科別受診者数など詳細につきましては、176ページ以降を後程ご覧ください。

以上で令和6年度診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時57分
再開 午後 2時08分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、診療所運営事業特別会計の説明が終わりましたので、次に、令和6年度古平町簡易水道事業会計決算認定についての説明を願います。

○建設水道課主幹（大原康弘君） ただいま上程されました認定第2号 令和6年度古平町簡易水道事業会計決算認定についてご説明いたします。説明にあたりましては、令和6年度古平町公営企業会計決算書によりご説明いたします。

決算書の4ページ、5ページをお開き願います。令和6年度古平町簡易水道事業決算報告書でございます。

（1）収益的収入及び支出のうち、上段の表、収入からご説明いたします。

第1款事業収益につきまして、決算額、5ページの表の右から三列目、1億5,547万2,039円でございます。第1項の営業収益は決算額9,614万2,485円で、内訳につきましては水道料金受託事業収益などでございます。第2項の営業外収益、決算額5,932万9,554円は、長期前受金戻入、他会計負担金などでございます。

次に、下段の表、収益的支出についてご説明いたします。

第1款の事業費用につきまして、決算額、5ページの表の右から四列目、1億2,705万6,531円でございます。第1項の営業費用は決算額1億1,837万4,119円で、内訳につきましては浄水場及び配水管等の維持管理費、人件費、減価償却費などでございます。第2項の営業外費用、決算額640万9,410円は企業債の利息などでございます。第3項の特別損失、決算額227万3,002円は令和5年度決算に基づいて算出された消費税納付分などでございます。欄外でございますが、営業費用中会計処理に関わる委託費280万円の財源に充てるため、企業債280万円を借り入れてございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出のうち、上段の収入からご説明いたします

第1款の資本的収入につきまして、決算額、7ページの表の右から三列目、1億8,217万3,301円でございます。第1項の企業債は決算額730万円で、内訳につきましては施設整備事業に対する企業債でございます。第2項の補助金、決算額366万6,000円は国庫補助金でございます。第3項の他会計負担金、決算額817万3,028円は一般会計負担金でございます。第4項の基金取崩収入、決算額1億6,303万4,273円は特別会計から引き継いだ基金でございます。

次に、下段の支出についてご説明いたします。

第1款の資本的支出につきましては、決算額、7ページの表の右から六列目、3,127万5,257円でございます。第1項の建設改良費は決算額1,492万9,200円で、内訳につきましては送配水電気設備更新の実施設計委託料、量水器更新工事などでございます。第2項の企業債償還金、決算額1,634万6,057円は企業債の元金償還でございます。

次に、8ページをお開き願います。令和6年度古平町簡易水道事業損益計算書についてご説明いたします。1の営業収益につきましては、(1)給水収益から(3)その他営業収益までを合わせた決算額は8,740万5,720円でございます。2の営業費用につきましては、(1)原水及び浄水費から(5)減価償却費までを合わせた決算額は1億1,431万5,054円でございます。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業損失は2,690万9,334円でございます。3の営業外費用につきましては、(1)受取利息及び配当金から(4)他会計負担金までを合わせた決算額は5,932万9,554円でございます。4の営業外費用につきましては、(1)支払利息及び企業債取扱諸費と(2)雑支出を合わせた決算額が228万2,582円でございます。営業収益と営業費用、営業外収益と営業外費用を合わせた経常利益は3,013万7,638円でございます。5の特別損失につきましては、(1)その他特別損失の決算額227万482円でございます。経常利益に特別損失を加えました当年度純利益2,786万7,156円が当年度未処分利益剰余金でございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。令和6年度古平町簡易水道事業剰余金計算書についてご説明いたします。剰余金計算書につきましては、後程ご説明いたします貸借対照表の資本の部の令和6年度中の増減内訳を記載したものでございます。資本金につきましては、左から二列目、当年度末残高2億2,002万8,869円でございます。次に、剰余金のうち資本剰余金につきましては、左から四列目、当年度末残高61万5,525円でございます。次に、剰余金のうち利益剰余金における処分利益剰余金の当年度末残高は、11ページ左から三列目、2,786万7,156円でございます。資本金と剰余金を合わせました資本合計の当年度末残高は、11ページ表の右下でございますが、2億

4,851万1,550円でございます。

次に、10ページ下段、令和6年度古平町簡易水道事業剩余金処分計算書（案）についてご説明いたします。資本金及び資本剩余金の処分につきましては、ございません。処分利益剩余金の処分につきましては、当年度末残高は損益計算書などから2,786万7,156円でございまして、減債積立金として積み立てます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。令和7年3月31日現在、令和6年度古平町簡易水道事業貸借対照表についてご説明いたします。

はじめに、12ページ、資産の部でございますが、1の固定資産の（1）有形固定資産のイの土地からトの建設仮勘定までを合わせました固定資産合計は、ページ右端の中段辺りに記載されている9億7,070万1,378円でございます。2の流動資産につきましては、（1）現金預金、（2）未収金合わせました流動資産合計は2億221万2,325円でございます。1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、二重下線で記載されております11億7,291万3,703円でございます。

次に、13ページ、負債の部でございますが、3の固定負債につきましては、（1）企業債が2億1,773万263円でございます。4の流動負債につきましては、（1）企業債から（4）その他流動負債までを合わせまして、2,187万2,362円でございます。5の繰延収益につきましては、（1）長期前受金、（2）長期前受金収益化累計額を合わせまして、6億8,479万9,528円でございます。3の固定負債合計、4の流動負債合計、5の繰延収益合計を合わせました負債合計は、13ページ右端中段の二重下線で記載されております9億2,440万2,153円でございます。

次に、資本の部でございます。

6の資本金につきましては、2億2,002万8,869円でございます。7の剩余金につきましては、（1）基本資本剩余金、（2）利益剩余金を合わせまして、2,848万2,681円でございます。6の資本金と7の剩余金を合わせました資本合計は、右端の下から二段目、2億4,851万1,550円でございます。従いまして、負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計は、11億7,291万3,703円でございます。

次に、14ページをお開き願います。財務諸表作成時の重要な会計方針に係る貸借対照表等に関する注記を記載してございます。

次に、16ページをお開き願います。16ページから20ページに記載されております令和6年度古平町簡易水道事業報告書についてご説明いたします。16ページ、1の概況として、（1）総括事項では収支状況や業務状況について、（2）の経営指標に関する事項では経常収支比率、料金回収率、有形固定資産償却率についての各指標を記載してございます。次に、17ページから19ページでございますが、17ページでは、（3）の議会議決事項、（4）の行政官庁承認事項、（5）職員に関する事項、18ページでは、2の工事として、（1）建設改良工事の概況を、19ページでは、3の業務、（1）業務量として給水人口などを記載してございます。20ページでは、4の会計、（1）は企業債及び一時借入金の概況を、（2）は不納欠損について、（3）はその他会計経理に関する重要な事項を記載してございます。

次に、22ページをお開き願います。令和6年度古平町簡易水道事業キャッシュ・フロー計算書に

についてご説明いたします。1の業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当年度純利益から利息の支払額までの合計が、ページ中段辺りに記載しています3,349万4,556円でございます。2の投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有形固定資産の取得による支出から基金取り崩しによる収入までの合計が1億6,049万2,453円でございます。3の財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、建設改良企業債による収入と建設改良企業債の償還による支出の合計で、マイナス624万6,057円でございます。1の業務活動と2の投資活動、3の財務活動によるキャッシュ・フローの合計の資金増加額は、1億8,774万952円となり、資金期末残高は2億67万6,575円でございます。

次に、23ページ以降でございますが、23ページから26ページにつきましては、令和6年度古平町簡易水道事業会計収益費用明細書、資本的収支明細書でございます。後程、お目通しをお願いいたします。28ページ、29ページには固定資産明細書を記載してございまして、こちらは貸借対照表の資産の部、有形固定資産の内訳でございます。30ページは企業債の明細書でございますので、こちらも後程お目通しをお願いいたします。

以上で令和6年度古平町簡易水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） それでは、簡易水道事業会計の説明が終わりましたので、最後に、令和6年度古平町公共下水道事業会計決算認定についての説明を願います。

○建設水道課主幹（大原康弘君） ただいま上程されました認定第3号 令和6年度古平町公共下水道事業会計決算認定についてご説明いたします。先程の簡易水道事業会計と同じ令和6年度古平町公営企業会計決算書になります。34ページ、35ページをお開き願います。令和6年度古平町公共下水道事業決算報告書になります。

（1）収益的収入及び支出のうち、上段の収入からご説明いたします。

第1款事業収益につきまして、決算額、35ページの表の右から三列目、1億6,974万4,745円でございます。第1項の営業収益は決算額3,086万7,630円で、内訳につきましては下水道使用料などでございます。第2項の営業外収益、決算額1億3,887万7,115円は、他会計負担金、長期前受金戻入などでございます。

次に、下段の支出についてご説明いたします。

第1款事業費用につきまして、決算額、35ページ右から四列目、1億6,865万8,038円でございます。第1項の営業費用、決算額1億5,577万2,411円で、内訳につきましては管きょ下水道処理場等の維持管理費などでございます。第2項の営業外費用、決算額1,182万4,412円は企業債の利息などでございます。第3項の特別損失、決算額106万1,215円は令和6年度に支払いした前年度分の人件費などでございます。なお欄外につきましては、営業費用中会計処理に係る委託料250万円の財源に充てるため、企業債250万円を借り入れてございます。

次に、36ページ、37ページをお開き願います。（2）資本的収入及び支出のうち、上段の収入からご説明いたします。第1款の資本的収入につきまして、決算額、37ページの表の右から三列目、1億1,715万1,565円でございます。第1項の企業債、決算額が570万円で、内訳につきましては整

備等に対する企業債でございます。第2項の他会計補助金、決算額9,400万円につきましては一般会計からの補助金でございます。第3項の補助金、決算額579万7,000円につきましては国庫補助金でございます。第4項の負担金等、決算額109万4,565円につきましては一般会計からの負担金でございます。第5項の基金取崩収入、決算額1,056万円につきましては特別会計から引き継いだ基金でございます。

次に、下段の支出でございます。第1款資本的支出につきまして、決算額、37ページ下段の表の右から六列目、1億2,375万1,333円でございます。第1項の建設改良費、決算額1,259万6,100円につきましては下水道管理センターの屋根防水工事などでございます。第2項の企業債償還金、決算額1億1,115万5,233円につきましては企業債の元金償還でございます。なお、欄外につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対して不足するため、補填額を記載したものでございます。

続きまして、38ページをお開き願います。令和6年度古平町公共下水道事業損益計算書についてご説明いたします。1の営業収益につきましては、(1)下水道使用料と(2)その他営業収益を合わせた決算額は2,806万5,667円でございます。2の営業費用につきましては、(1)管きょ費から(6)資産減耗費までを合わせた決算額は1億5,101万6,139円でございます。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業損失は、1億2,295万472円でございます。3の営業外収益につきましては、(1)受取利息及び配当金から(6)の雑収益までを合わせた決算額は1億3,887万7,291円でございます。4の営業外費用につきましては、(1)支払利息及び企業債取扱諸費と(2)雑支出を合わせた決算額は1,217万5,296円でございます。営業収益と営業費用、営業外収益と営業外費用を合わせた経常利益は375万1,523円でございます。5の特別損失につきましては、(1)その他特別損失決算額、105万9,832円でございます。経常利益に特別損失を加えました当年度純利益は269万1,691円であり、この当年度純利益が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、40ページ、41ページをお開き願います。40ページ上段の表、令和6年度古平町公共下水道事業剰余金計算書についてご説明いたします。資本金につきましては左から二列目、当年度末残高は2億6,996万2,481円でございます。剰余金のうち資本剰余金につきましては、左から五列目、当年度末残高は3,209万6,208円でございます。剰余金のうち利益剰余金における未処分利益剰余金の当年度末残高は、次の41ページの右から三列目、269万1,691円でございます。資本金と剰余金を合わせた資本合計の当年度末残高は、41ページの右下でございますが、3億4,175万380円でございます。

次に、40ページ下段の表、令和6年度古平町公共下水道事業剰余金処分計算書(案)についてご説明いたします。資本金及び資本剰余金の処分につきましては、ございません。未処分利益剰余金の処分につきましては、当年度末残高は269万1,691円でございまして、減債積立金として積み立てます。

次に、42ページと43ページをお開き願います。令和7年3月31日現在、令和6年度古平町公共下水道事業貸借対照表についてご説明いたします。

42ページの資産の部でございますが、1の固定資産の(1)有形固定資産のイの土地からホの工具、器具及び備品までを合わせました、30億852万5,879円が固定資産合計でございます。2の流動

資産につきましては、（1）現金預金、（2）未収金を合わせました1,729万8,692円でございます。1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、右端二重下線の30億2,582万4,571円でございます。

43ページ、負債の部でございますが、3の固定負債につきましては、（1）企業債の7億6,907万8,464円でございます。4の流動負債につきましては、（1）企業債から（3）引当金までを合わせまして、1億1,864万6,889円でございます。5の繰延収益につきましては、（1）長期前受金、（2）長期前受金収益化累計額を合わせまして、18億3,334万8,838円でございます。3の固定負債合計、4の流動負債合計、5の繰延収益合計を合わせました負債合計は、中段の二重下線で記載されております27億2,107万4,141円でございます。

次に、資本の部でございます。6の資本金につきましては2億6,996万2,481円でございます。7の剰余金につきましては、（1）資本剰余金、（2）利益剰余金を合わせまして、3,478万7,899円でございます。6の資本金と7の剰余金を合わせました資本合計は3億475万380円でございます。従いまして、負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計は、30億2,582万4,571円でございます。

次に、44ページをお開き願います。注記につきましては、財務諸表作成時等の重要な会計方針や貸借対照表等、関連に関する注記について記載してございます。

次に、46ページをお開き願います。46ページから50ページに記載されております、令和6年度古平町公共下水道事業報告書についてご説明いたします。46ページ、1の概況として、（1）総括事項では収支状況や業務状況について、（2）経営指標に関する事項では経常収支比率、経費回収率、有形固定資産償却率についての各指標を記載してございます。次に、47ページから49ページでございますが、47ページでは、（3）議会議決事項、（4）行政官庁承認事項、（5）職員に関する事項、49ページは、2の工事として、（1）建設改良工事の概況を、49ページでは、3の業務、（1）業務量として接続率などを記載してございます。次に、50ページでは、4の会計、（1）企業債及び一時借入金の概況、（2）不能欠損について、（3）はその他会計経理に関する重要事項を記載してございます。

次に、52ページをお開き願います。令和6年度古平町公共下水道事業キャッシュ・フロー計算書についてご説明いたします。1の業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当年度純利益から利息の支払額までの合計が、ページ中段辺りに記載されております2,263万6,128円でございます。2の投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有形固定資産の取得による支出から基金取り崩しによる収入までの合計が、9,512万2,481円でございます。3の財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、建設改良企業債による収入と改良企業債の償還による支出の合計で、マイナス1億295万5,233円でございます。1の業務活動等の投資活動、3の財務活動によるキャッシュ・フロー合計の資産増加額が、1,480万3,376円となり、資金期末残高となります。

次に、53ページ以降でございますが、53ページから56ページにつきましては、令和6年度古平町公共下水道事業会計収益費用明細書、資本的収支明細書、58ページと59ページには固定資産明細書を記載してございます。60ページと61ページは、企業債の明細書でございますので、後程お目通し

をお願いいたします。

以上で令和6年度古平町公共下水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 以上で、日程第22、認定第1号 令和6年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第24、認定第3号 令和6年度古平町公共下水道事業会計決算認定についてまでの説明が終わりました。

本件につきましては、例年、全員で構成する決算審査特別委員会を設置して、審査しているところでございます。

お諮りします。認定第1号 令和6年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度古平町簡易水道事業会計決算認定について、及び、認定第3号 令和6年度古平町公共下水道事業会計決算認定については、全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和6年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度古平町簡易水道事業会計決算認定について、及び、認定第3号 令和6年度古平町公共下水道事業会計決算認定については、全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時40分
再開 午後 2時45分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第25 意見案第7号

○議長（堀 清君） 日程第25、意見案第7号 國土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第7号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

意見案第7号 國土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 令和6年陳情第9号

○議長（堀 清君） 日程第26、令和6年陳情第9号 「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されています。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから令和6年陳情第9号 「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を採決します。

お諮りします。この陳情書に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第27 令和6年陳情第11号

○議長（堀 清君） 日程第27、令和6年陳情第11号 新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されています。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから令和6年陳情第11号 新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を採決します。

お諮りします。この陳情書に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第28 陳情第2号

○議長（堀 清君） 日程第28、陳情第2号 従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから陳情第2号 従来の「紙」の健康保険証の廃止を撤回し、発行再開・存続を求める意見書（案）の採択を求める陳情書を採決します。

お諮りします。この陳情書に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第29 令和5年陳情第3号

○議長（堀 清君） 日程第29、令和5年陳情第3号 全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

産業建設常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから令和5年陳情第3号 全国一律最低賃金制度の実施と最低賃金の大幅な引き上げを求める意見書（案）の採択を求める陳情書を採決します。

お諮りします。この陳情書に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第30 陳情第5号

○議長（堀 清君） 日程第30、陳情第5号 適格請求書保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書採択についての要望書を議題とします。

お諮りします。陳情第5号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号 適格請求書保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書採択についての要望書は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（堀 清君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

12日の本会議は、決算審査特別委員会終了を待って、時間を繰り下げる開催することにしたいと思います。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 2時59分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議長

署名議員

署名議員